

平成27年第1回見附市総合教育会議 議事録

○招集日時 平成27年5月20日（水） 10時10分

○招集場所 見附市役所 401会議室

○ 会議に付した協議事項

- 1 見附市総合教育会議の設置について
- 2 大綱の策定について
- 3 見附市の教育の現状について

○出席者（6名）

市	長	久住	時男
教	育	長	長谷川 浩司
委	員	小林	弘武
委	員	南雲	京子
委	員	武田	一夫
委	員	小倉	美砂子

○事務局出席者

教	育	部	長	星	野	隆					
学	校	教	育	課	長	松	井	謙	太		
こ	ど	も	課	長	土	田	浩	司			
教	育	総	務	課	長	補	佐	早	川	洋	介
学	校	教	育	課	長	補	佐	梶	谷	正	夫
こ	ど	も	課	長	補	佐	森	澤	祐	子	
臨	時	職	員	後	藤	直	子				

10時10分開会

教 育 部 長

只今より、平成27年第1回見附市総合教育会議を開会いたします。

現在の出席者6人でございます。

最初に、久住市長からご挨拶をお願いいたします。

市 長

本日は第1回の総合教育会議ということで、お忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。この総合教育会議は皆様もご存じのとおりこの4月1日に施行した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に規定されているものです。今回の法律の改正の大きなポイントは、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を首長が任命すること。首長と教育委員会が協議・調整する場として、総合教育会議を設置し首長が招集すること。そして、教育の振興に関する「大綱」を首長が策定する事であります。今回の改正の趣旨は教育行政の責任体制の明確化と教育委員会の活性化とともに、首長が教育委員会と連帯して教育行政に責任を負うことにあると考えています。これまでも見附市の教育委員会では共創郷育と18年教育を柱に学校、家庭、地域が一体となって教育の質の向上に取り掛かり、全国的に高い評価を得て参りましたが、市では更に生き残りをかけて「ふるさと創生」に取り組んでいかなければなりません。「ふるさと見附創生」の担い手は子どもたちです。子どもたちの成長のため、教育委員会と市長がそれぞれの責任と役割を果たしていく事が重要であります。

今日はその第一歩として教育の現状について協議させていただき、子どもたちのための施策を考えるベースを共有させて頂きたいと思っています。本日はよろしくをお願いいたします。

教 育 部 長

続きまして、長谷川教育長からご挨拶をお願いいたします。

教 育 長

見附の教育は新しい教育制度になったとしても教育委員会の仕事はそれほど変わらないのではないかと思います。教育として何をするのか、市民に何を求めるのかという事は今までの流れの中で引続き行っていけばよいと思います。そんな中で教育の大綱を定めるという方向付けは与えられた使命であります、このような会議の中で策定できればよいと思います。

教 育 部 長

では、協議事項に入ります。

協議事項1 見附市総合教育会議の設置について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長補佐

見附市総合教育会議設置要綱の案でございます。お手元の資料1をご覧ください

総合教育会議は平成27年4月1日に施行しました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律第1条の4」に規定されており、その各項に定められていることに従ってこの要綱を作成しています。

先ず、第1条でございますように、この会議は市長が市の教育に関する総合的な施策の大綱を策定するため、および(1)の教育振興を図るために重点的に講ずべき施策や、(2)のいじめ問題など児童生徒の生命にかかわる緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うため、この会議を設置するものです。

第2条、この会議は市長及び教育委員会をもって構成するもので、教育委員会は教育長及び4人の委員で組織されておりますので、この会議は市長を含めまして6名で構成されます。

第3条、会議は、市長が招集しますが、第2項において教育委員会は協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができるものでございます。また、会議で調整が行われた事項については市長及び教育委員会は尊重しなければならないとしています。ただし、尊重義務は、調整の結果を尊重して教育行政を行うことを求めるもので、必ずしもその結果とおりに事務が実施されなけ

れば違法というわけではありません。

第4条では必要に応じて会議に、学識経験者などの出席を求め、意見を聞くことができるものとしています。

第5条、この会議は公開するもので、本日も公開させていただいております。ただし、個人の秘密を保つためなど公益上必要がある場合はこの限りではございません。

第6条、市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、法律では公表は努力義務としていますが、ここでは公表するものとしています。

第7条の事務局ですが、本来は市長部局の所管となりますが、事務の補助執行により教育総務課に事務局を置くものです。

第8条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとしてあります。

最後に、この要綱案をご了解いただければ、附則のとおり本日、平成27年5月20日から施行するものです。

以上であります。

教 育 部 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

市 長

議事録公開の公開は第5条を適応したうえでの公開でしょうか。

教育総務課長補佐

はい、その通りです。

教 育 部 長

ほかにありませんでしょうか

小 林 委 員

第3条第2項は意味がよくわかりません。説明をお願いします。

教育総務課長補佐

市長と教育委員会で協議し、合意した事項を教育委員会はその実現のために努力しなければいけません。しかしその実現のためには予算措置を講じる必要もあり、市全体の中で予算付けができない場合等も出てきます。そういった場合、執行機関としては難しい場合もありますので「尊重する」ということで、市長部局、教育委員会は調整した結果について努力するとさせて頂きました。

市 長

教育委員会が執行機関ですか。

教 育 部 長

そうです。

市 長

調整の結果は尊重するが、実際に執行機関がその調整を受けて努力したが、できない場合もありうるからできるように努力してください。という事でいいですか。

教 育 部 長

そういう事です。法律でも決まっています

それではこの要綱を設置させていただいて宜しいでしょうか。

[一同異議なし]

有難うございます。それでは教育総合会議は、本日設置された要綱に基づいて行ってまいります。次に協議事項②大綱の策定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長補佐

改正法第1条の3で大綱の策定が規定されています。大綱は、地方公共団体の長が総合教育会議において協議して教育、学術及び文化の進行に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものです。ただし、地域の実情に応じて教育振興基本計画や個別の法律で策定された計画を大綱と位置付けることも可能としています。

つきましては、現在、見附市では第5次見附市総合計画を策定中であり、この総合計画は見附市が市民とともに、どのようにまちを創造して行くのか、その方向性を示す「まちづくりの指針」とな

るもので、教育の方向性についても示す予定としています。このことから、第5次総合計画に見附市の教育の進行に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項を含めることにより、大綱に代えるものとしたと思います。具体的には「教育委員会の点検及び評価」の5ページ「見附市の教育概要図」に則った計画を想定しております。また、総合計画の策定の進捗については定例の教育委員会でお示しし、委員の皆様のご意見を盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

教 育 部 長

ただいまの事務局からの説明に対して質問はありませんでしょうか。

無いようですので第5次総合計画に見附市の教育の進行に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項を含めることにより、教育の大綱に代えることにさせていただきます。

次に協議事項③見附市の教育の現状についてであります。

今回、総合教育会議では見附市の教育に関する総合的な施策の方向性について協議するわけですが、先ず市長と教育委員会との間で、教育の現状について共通認識を持つことが重要であるかと思えます。短い時間ではありますがお手元の資料「教育委員会の点検及び評価」を簡単に説明させていただき、意見交換をしていただいて、教育の現状について共通認識を持っていただき、次回以降で目指す姿や課題について話し合っただけであればと思います。事務局、説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐

「教育委員会の点検及び評価」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項」に基づいて、教育委員会が毎年実施しているもので、第三者評価委員会において、有識者から提言をいただいているものです。

資料5ページをお開き下さい。「ふるさと見附を愛する子どもの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の基本理念の元、三つの基本方針があり、その下に6つの基本施策があります。そして基本施策には2つから6つの主要施策、計26施策があります。

この主要施策実現のため各課によって主要事業が実施されています。この点検・評価では主要事業をまとめた主要施策レベルで自己評価し、第三者評価委員会において更にご意見をいただいています。評価の基準と第三者評価委員会の構成は資料4ページに記載されています。評価Aは著しい成果が得られているもの。Bはほぼ想定どおりの成果が得られたものとしています。

6ページをご覧ください。平成26年度の点検評価では26の主要施策のうち12の主要施策について点検評価を行い、2つの主要施策についてA評価、残り10の主要施策についてB評価をいただいています。本日は時間の都合もありますので「確かな学力定着と学力向上」など6つの基本施策毎に1つの主要施策について説明させていただきたいと思えます。

それでは「確かな学力定着と学力向上」について11ページ、評価シートNo.3、「(4) 環境教育の推進」を説明いたします。

学校教育課長補佐

「確かな学力定着と学力向上」について11ページ、評価シートNo.3、「(4) 環境教育の推進」の説明

教育総務課長補佐

次に「豊かな人間性と社会性の育成」について17ページ、評価シートNo.6、「(5) キャリア教育委の推進」を説明いたします。

学校教育課長補佐

「豊かな人間性と社会性の育成」について17ページ、評価シートNo.6、「(5) キャリア教育委の推進」の説明

教育総務課長補佐

次に「健やかな体の育成と体力向上」について19ページ、評価シートNo.7、「(1) 子どもの体力向上」を説明いたします。

学校教育課長補佐

「健やかな体の育成と体力向上」について19ページ、評価シートNo.7、「(1) 子どもの体力向上」

の説明

教育総務課長補佐

次に「地域連携の充実」について23ページ、評価シートNo.9、「(1) 地域と都にある特色ある学校づくりの推進」を説明いたします。

学校教育課長補佐

「地域連携の充実」について23ページ、評価シートNo.9、「(1) 地域と都にある特色ある学校づくりの推進」の説明。

教育総務課長補佐

次に「伝統文化の継承」について27ページ、評価シートNo.11、「(1) 文化財保護とその活用による市民郷土理解の促進」を説明いたします。

教育総務課長補佐

「伝統文化の継承」について27ページ、評価シートNo.11、「(1) 文化財保護とその活用による市民郷土理解の促進」の説明。

教育総務課長補佐

次に「教育環境の整備」について29ページ、評価シートNo.12、「(4) 子どもや家庭へのきめ細かい支援体制の充実」を説明いたします。

こども課長補佐

「教育環境の整備」について29ページ、評価シートNo.12、「(4) 子どもや家庭へのきめ細かい支援体制の充実」の説明。

教育総務課長補佐

雑駁な説明で恐縮ですが、以上で「教育委員会の点検及び評価」について説明させていただきました。

教 育 部 長

ありがとうございました。

それでは只今説明があったことを中心に、意見交換をお願いしたいと思います。

最初に、教育委員の皆さんからご意見をお願いしたいと思います。

小林委員お願いいたします。

小 林 委 員

総合的な感想を申し上げます。概ね合格点という事は維持していく為には何をすればよいか考え、努力する必要があると思います。評価委員会の意見として、数字で評価できる学力と評価できない学力がありますが、評価できない学力こそ充実させてほしいと考えます。その為にも教師の質の向上が必要だと思えます。そしてゴールデンエイジの時に繰り返し教え、様々な経験を積ませてあげることが基本理念の達成につながると思います。このような事に重きを置いて施策を進めて頂きたいと思えます。

教 育 部 長

有難うございました。次に南雲委員お願いします。

南 雲 委 員

子育ての環境ですが、以前に比べると環境が整い、そのことに母親達が麻痺しているように見受けられ、それが少し問題なのではと思います。母親の意識改革も必要なのではと思います。また、男女均等といわれていますが、「男らしさ」、「女らしさ」ということも教育の中に取り入れていくと少子化問題解消にもつながるのではないかと思います。

教 育 部 長

有難うございました。次に武田委員お願いします。

武 田 委 員

成果を見ますとうまくいっていますが、これからは、「維持・向上」が大事になってくる。それと同時に大人の資質を高めるような活動できる場があると良いと思います。

教 育 部 長

有難うございました。最後に小倉委員お願いします。

小 倉 委 員

「みつけ塾」好事例を発行したことはとても良いことだと思います。今後も活用の点検を行っていただきたいと思います。またゴールデンエイジの時代には親も努力が必要で子どもを良い方向に導いてあげるのが大人の責任だと思いますので、家庭を巻き込んだ教育を充実させていく必要があるのではないかと思います。

教 育 部 長

有難うございました。教育長如何でしょうか

教 育 長

みつけ塾の活用について少し説明をお願いします。

学 校 教 育 課 長

みつけ塾の活用について説明

市 長

みつけ塾、みつけ塾好事例については全国的にも注目されています。計画を作り実行することが重要で、今回のように活用しチェックをして頂くことが当たり前になったというのは進歩したと思います。その結果今回のような議論ができるということはありがたいと思います。

教 育 長

小学校から中学校まで活用できるみつけ塾は、基本理念の「ふるさとを愛する子どもをつくる」という事に大きなウエイトを占めると思います。また皆さんの意見を伺って今回かなり高い評価を頂きましたが、これからは維持・向上に向けて努力していきたいと思います。あと良い習慣作りを考えた時にぜひ歯磨きを入れて頂きたいと思います。

理念と事業をつなげるという観点で考えさせていただきました。

教 育 部 長

有難うございました。最後に市長をお願いします。

市 長

今回のこの仕組みは私の提案で、それが文科省で国の政策になった訳ですが、その思いの一つとして今の先生方に教育を任せるのは無理だと感じたからです。今は学校と行政が一緒になって取り組まなければ一つも課題を解決できないと思います。その為に教育理念を持つ事が大事であります。見附市が理念としている見附を愛する子ども、良い故郷を持った子供はどんな困難も乗り越えられるのです。ふるさとはその子の人生の一番の応援団なのです。二つめの世に役立つことを喜びとする子ども。目の前の損得より、地域や社会の人たちのことを考え物事を考えるという事が教育の原点です。そういう人が見附人になってくれたら見附は素晴らしい街になると思います。これらの事を教育理念にもりこみました。

見附は、子供に関することはすべて教育委員会が窓口になるということで、こども課を教育委員会に設置しました。その為に4本柱を作りました。たとえば、子どもがお手伝いをした時に親がきちんと感謝する。それが喜びとなり、理念につながるのです。どんな事でも小さいときに習慣づけておけばその子の一生の財産になりしあわせにつながっていくのです。教育というのは学習習慣です。その道筋をつけてやるのが教育だと思います。次に耳取遺跡についてですが、この遺跡は3つの時代を何千年にわたり人々が住み続けたと貴重な遺跡だという事を子どもたちに発信していかなければいけない。国指定は見附でもまれな事ですから、見附でどのように活かすか皆さんと考えていきたいと思っています。子育てに関しては様々な事業を展開してきましたが、なかなかお母さん方に伝わっていない。施策が伝わっていないお母さん方がいる事が問題です。今後原因を追究し、より多くの子育て中のお母さん方に伝え役立ててもらうことが大事だと思います。ターゲットは大人です。大人の意識改革が子ども変えるのです。

教 育 部 長

ありがとうございました。初めての会議ではありましたが、市長、教育委員会で共通の認識を持つことができたものと思います。

最後に次回会議の日程ですが、来年度の教育関係予算についてなどを主な協議事項とし、目指す

方向性や課題についても話し合っただけであればと思いますので、予算編成前に開催するという
ことでいかがでしょうか。

それでは具体的な日程は、改めて事務局からご連絡申し上げます。

本日の会議は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

ありがとうございました。

11時30分閉会

